

知立市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
30	2	2	—	<p>□基本方針</p> <p>○ 現在、建築物の（中略）より強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、<u>一層耐震性を強化して倒壊防止に努める必要がある。</u></p>	<p>□基本方針</p> <p>○ 現在、建築物の（中略）より強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は<u>発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。</u></p>	表記の整理【県計画】
31	2	2	1	<p><b>第 4 項 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の促進</b></p> <p>（1）民間住宅の<u>減災化施策の促進</u> （追加） 県は、旧基準住宅を対象に市の実施する<u>減災化促進</u>に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の耐震化の促進を図るものとする。 （追加） 県は、旧基準住宅を対象に市の実施する<u>減災化促進</u>に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の<u>減災化</u>の促進を図るものとする。</p> <p>（2）一般建築物の耐震診断・耐震改修（<u>追記</u>）の促進</p> <p>ア（略）</p> <p>イ県が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。</p> <p>カ 耐震診断への補助</p>	<p><b>第 4 項 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の促進</b></p> <p>（1）民間住宅の<u>耐震診断・耐震改修等の促進</u></p> <p>ア 市が行う耐震診断への助成 県は、旧基準住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）を対象に耐震診断を実施する市に対する耐震診断費補助事業を実施するものとする。</p> <p>イ 市の<u>耐震改修費・除却費補助事業</u>への助成。 県は、旧基準住宅を対象に市の実施する耐震改修・除却に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の<u>耐震化</u>の促進を図るものとする。</p> <p>（2）一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進</p> <p>ア（略）</p> <p>イ県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。</p>	除却費補助事業の追記等【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —1—

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>また、耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市の耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業に助成することにより、耐震改修の促進を図るものとする。</p>	<p>カ 耐震診断への補助</p> <p>(略)</p> <p>キ <u>耐震改修費・除却費補助事業への助成</u></p> <p>耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市の耐震改修費・除却費補助事業に助成することにより、耐震改修の促進を図るものとする。</p>	
34	2	2	2	<p><b>第2項 道路施設</b></p> <p>(1) 道路・橋梁等の整備</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p>南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。</p>	<p><b>第2項 道路施設</b></p> <p>(1) 道路・橋梁等の整備</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定</p> <p>南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。</p>	表記の整理【県計画】
37	2	2	3	<p><b>第4項 上水道</b></p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、<u>(追加)</u> 水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保す</p>	<p><b>第4項 上水道</b></p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、<u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等</u></p>	水道の耐震化計画等策定指針等に基づく修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —2—

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>る観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</p> <p>被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、<u>水道配管において強度が低下している石綿セメント管等の老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努める。</u></p>	<p><u>を整備する。さらに水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</u></p> <p>被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、<u>(削除)老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努める。</u></p>	<p>配管総延長のうち、石綿セメント管はわずかであるため記述を削除。【県計画】</p>
41	2	2	3	<p><b>第6項 通信施設</b></p> <p>(1) 電気通信 ア (略)</p> <p><u>イ株式会社NTTドコモ</u> <u>株式会社NTTドコモは、(以下、略)</u></p> <p><u>ウKDDI株式会社</u> <u>KDDI株式会社は、(以下、略)</u></p>	<p><b>第6項 通信施設</b></p> <p>(1) 電気通信 ア (略)</p> <p><u>イKDDI株式会社</u> <u>KDDI株式会社は、(以下、略)</u></p> <p><u>ウ株式会社NTTドコモ</u> <u>株式会社NTTドコモは、(以下、略)</u></p>	<p>表記の整理【県計画】 (内閣府公表の順序で整理)</p>
43	2	2	3	<p><b>第6項 通信施設</b></p> <p>(1) 電気通信 エ ソフトバンク株式会社 <u>(新設)</u></p>	<p><b>第6項 通信施設</b></p> <p>(1) 電気通信 エ ソフトバンク株式会社 オ <u>楽天モバイル株式会社</u></p> <p><u>楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素か</u></p>	<p>指定公共機関の追加に伴う修正【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>ら通信設備等の信頼性向上に努める。</u></p> <p><u>(ア) 設備の耐震対策</u></p> <p>a <u>建物、鉄塔の耐震対策</u></p> <p>b <u>通信機械設備の固定・補強等</u></p> <p><u>(イ) 防火対策</u></p> <p>a <u>防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備</u></p> <p><u>(ウ) 通信網の整備</u></p> <p>a <u>伝送路の多ルート化</u></p> <p>b <u>主要な中継交換機の分散設置</u></p> <p>c <u>主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置</u></p> <p><u>(エ) 防災に関する訓練</u></p> <p>a <u>災害予報及び警報伝達</u></p> <p>b <u>非常招集</u></p> <p>c <u>災害時における通信疎通確保</u></p> <p>d <u>各種災害対策用機器の操作</u></p> <p>e <u>電気通信設備等の災害応急復旧</u></p> <p>f <u>消防</u></p> <p>g <u>避難と救護</u></p> <p><u>(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討</u></p> <p><u>可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討</u></p> <p><u>(カ) 緊急連絡手段確保対策</u></p> <p><u>コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備</u></p> <p><u>(キ) 緊急輸送対策</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<u>関係機関との連携による輸送手段の確保の検討</u>	
53	2	5	1	<p><b>第1項 知立市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(5) 防災中枢機能の充実</p> <p>市は、保有する施設、設備について、<u>(追記) 代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第1項 知立市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(5) 防災中枢機能の充実</p> <p>市は、保有する施設、設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</u></p> <p><u>(10) 防災関係機関相互の連携</u></p> <p><u>ア 県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>ウ 県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				(10) 緊急地震速報の伝達体制整備	画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 (11) 緊急地震速報の伝達体制整備	
64	2	7	1	<b>第1項 知立市における措置</b> (2) 避難所の指定 エ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <u>(追記)</u>  (5) 避難所が備えるべき設備 ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>自家発電設備等</u>	<b>第1項 知立市における措置</b> (2) 避難所の指定 エ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や呼吸器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u>  (5) 避難所が備えるべき設備 ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正【県計画】
67	2	7	2	<b>第1項 知立市及び社会福祉施設等管理者における措置</b> (1)～(2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア 避難行動要支援者対策の整理 市は、要配慮者のうち、(中略) この限りではない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の	<b>第1項 知立市及び社会福祉施設等管理者における措置</b> (1)～(2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア 避難行動要支援者対策の整理 市は、要配慮者のうち、(中略) この限りではない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —6—

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>(追記)</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (ア) 要配慮者の把握</p> <p>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。 <u>(追記)</u></p>	<p>高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (ア) 要配慮者の把握</p> <p>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。 <u>なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p>	
80	2	10	2	<p><b>第1項 知立市における措置</b> (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及 防災週間<u>(追記)</u>等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p>	<p><b>第1項 知立市における措置</b> (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及 防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるもの</p>	表記の整理【県計画】

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。 <u>(追記)</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等<u>(追記)</u>について、(略)</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承 市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>(追記)</u></p>	<p>とする。</p> <p>また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。 <u>さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等<u>の生活必需品</u>について、(略)</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承 市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう務めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理【県計画】 (防災人材育成の主体の追記)</p> <p>表記の整理【県計画】</p>



ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
81	2	10	3	<p><b>第1項 市及び私立各学校等管理者における措置</b></p> <p>(1) 学校における防災教育</p> <p>(略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。<u>(追記)</u>。</p>	<p><b>第1項 市及び私立各学校等管理者における措置</b></p> <p>(1) 学校における防災教育</p> <p>(略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、<u>消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正【県計画】</p>
101	3	2	1	<p><b>第1項 知立市における措置</b></p> <p>(1) 情報等の種類・内容等(気象庁又は名古屋地方気象台発表)</p> <p>地震に関する情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、<u>震度5弱以上の揺れが予想された場合(追記)</u>に、<u>震度4以上が予想される地域</u>に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、<u>(追記)</u>緊急地震速報(予報)を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p>	<p><b>第1項 知立市における措置</b></p> <p>(1) 情報等の種類・内容等(気象庁又は名古屋地方気象台発表)</p> <p>地震に関する情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、<u>震度5弱以上を予想した場合または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域</u>に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等される場合、<u>または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報(予報)</u>を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が</p>	<p>緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに伴う修正【県計画】</p>

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。	
105	3	2	2	<b>第1項 知立市における措置</b> (2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。 <u>(追記)</u>	<b>第1項 知立市における措置</b> (2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。 <u>さらに避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正【県計画】
127	3	3	2	<b>第1項 知立市及び防災関係機関における措置</b> (1) 略 (2) 大規模災害が発生した場合の対策 ア 通信手段の確保 (ア) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線 <u>(追記)</u> を利用した専用通信を使用することと	<b>第1項 知立市及び防災関係機関における措置</b> (1) 略 (2) 大規模災害が発生した場合の対策 ア 通信手段の確保 (ア) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線 <u>又は有線</u> を利用した専用通信を使用すること	回線の整備状況に合わせた修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —10—

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				し、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。	とし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。	
135	3	4	2	<b>第1項 自衛隊における措置</b> (2) 災害派遣の範囲 ケ <u>炊飯及び給水</u> 被災者に対し、 <u>炊飯及び給水</u> を行う。 (略) <u>(新設)</u> シ その他	<b>第1項 自衛隊における措置</b> (2) 災害派遣の範囲 ケ <u>給食及び給水</u> 被災者に対し、 <u>給食及び給水</u> を行う。 (略) シ <u>入浴支援</u> 被災者に対し、 <u>入浴支援を実施する。</u> ス その他	防災基本計画の修正を踏まえた修正【県計画】
154	3	7	2	<b>第3項 栄養指導等</b> (1) 県及び市町村は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>(追加)</u> (2) 市町村は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、(略)	<b>第3項 栄養指導等</b> (1) 県及び市 <u>(削除)</u> は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u> (2) 市 <u>(削除)</u> は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、(略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正【県計画】 表記の整理

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
189	3	15	5	<p><b>第2項 株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置</b></p> <p>(1) <u>株式会社NTTドコモ</u> 株式会社NTTドコモは、(以下略)</p> <p>(2) <u>KDDI株式会社</u> KDDI株式会社は、(以下略)</p>	<p><b>第2項 <u>KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモ</u>における措置</b></p> <p>(1) <u>KDDI株式会社</u> KDDI株式会社は、(以下略)</p> <p>(2) <u>株式会社NTTドコモ</u> 株式会社NTTドコモは、(以下略)</p>	<p>表記の整理【県計画】 (内閣府公表の順序で整理)</p>
190	3	15	5	<p><b>第3項 ソフトバンク株式会社(追加)における措置</b></p>	<p><b>第3項 ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社における措置</b></p>	<p>指定公共機関の追加に伴う修正【県計画】</p>
15	別紙	3	2	<p><b>第6項 通信事業会社における措置</b></p> <p>西日本電信電話株式会社、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、<u>KDDI株式会社</u>及びソフトバンク株式会社は(略)</p>	<p><b>第6項 通信事業会社における措置</b></p> <p>西日本電信電話株式会社、<u>KDDI株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、<u>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社</u>、及びソフトバンク株式会社は(略)</p>	<p>表記の整理【県計画】 (内閣府公表の順序で整理)</p>
20	別紙	4	6	<p><b>第1項 中部運輸局における措置</b></p> <p>中部運輸局は路線バス事業者に対し、次の措置を取るものとする。</p> <p>(1) <u>東海地震注意情報が発表された段階から、乗客等に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報提供をするとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するよう指導する。</u></p> <p>(2) <u>警戒宣言発令時において、強化地域内における走行は極力抑制し、強化地域内への流入は極力制限する。また、走行路線に危険度が高いと予想される区間がある場合は、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置をとる。</u></p>	<p><b>第1項 中部運輸局における措置</b></p> <p>中部運輸局は、路線バス事業者に対し、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するよう指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者に呼びかけるよう要請する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理【県計画】 (実施主体の整理)</p>